

甲府市教育委員会告示第 33 号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 7 年 8 月 29 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

1 業務名

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託

2 業務概要

甲府市教育委員会では、民間の豊富な技術・ノウハウや専門性、柔軟性等を活用し、より良い学校給食を実現するため、小学校給食調理業務について民間委託を実施しており、その受託業者の選定にあたっては、より優れた給食運営を行うため公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用し、民間業者からの提案内容を盛り込んだ給食調理業務が行われ、より良い給食の提供、運営が図られているところである。

こうしたことから、令和 7 年度に小学校全 25 校の契約期間が満了し、改めて業者選定を実施するにあたり、効率的・安定的に業務が行えるよう小学校の組み合わせを東西南北の 4 ブロックとし、これまでと同様に公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により受託事業者を決定するものとする。

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又

は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 告示の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
- (10) 過去 3 年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所

企画提案実施要領参照。（企画提案実施要領等は甲府市ホームページにて参照可。ホームページ：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp>）

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部教育総室学事課

山梨県甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp

F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8

T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2